

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【公開番号】特開2007-8063(P2007-8063A)

【公開日】平成19年1月18日(2007.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2007-002

【出願番号】特願2005-193062(P2005-193062)

【国際特許分類】

B 2 7 G 19/02 (2006.01)

B 2 7 B 9/00 (2006.01)

B 2 7 B 9/04 (2006.01)

B 2 3 D 45/16 (2006.01)

B 2 3 D 47/02 (2006.01)

B 2 3 D 45/14 (2006.01)

【F I】

B 2 7 G 19/02 Z

B 2 7 B 9/00 E

B 2 7 B 9/04

B 2 3 D 45/16

B 2 3 D 47/02

B 2 3 D 45/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月13日(2008.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電動機、該電動機により回転駆動する回転刃、該回転刃の一部を覆う形状をしたソーカバーを有する切断工具本体と、該切断工具本体に連結され、被削材上面を摺動する摺動面を有するベースと、前記ベースに設けられた支持部に支持されるポール、前記摺動面とほぼ直交するガイド面を有するガイド部を有するガイドと、前記ガイドと前記ベース側端部との間に介在する介在部材を配置可能な構成をし、前記ベースへの前記ガイドの取付け位置を変更することで前記回転刃と前記ガイド面との距離を調整可能な携帯用切断工具であって、

前記介在部材を取り付けた状態で前記ガイドを前記ベースに取付けた際には、前記介在部材に当接し、前記介在部材を取り外した状態で前記ガイドを前記ベースに取付けた際には、前記ベースに当接し、前記ガイドの調整範囲を規制して前記ガイド面と前記回転刃との接触を防止する接触防止手段を設けたことを特徴とする携帯用切断工具。

【請求項2】

前記介在部材は、前記ベースに着脱可能で該摺動面とほぼ同一なサブベース摺動面を持つサブベースであることを特徴とする請求項1記載の携帯用切断工具。

【請求項3】

前記介在部材は、前記ポール上で前記ポールの長手方向に沿って移動可能に設けられたダストガードであることを特徴とする請求項1記載の携帯用切断工具。

【請求項4】

前記接触防止手段は、前記ベースの一部に当接することで前記ガイドの調整範囲を規制する前記ガイドに設けられた移動規制部材を有することを特徴とする請求項1～請求項3のいずれか1項記載の携帯用切断工具。

#### 【請求項5】

前記ベースの一部は、前記ベースの側端部であることを特徴とする請求項4記載の携帯用切断工具。

#### 【請求項6】

前記接触防止手段は、前記ポールに設けられた移動規制部材と、前記ベースに設けられた当接部からなることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれか1項記載の携帯用切断工具。

#### 【請求項7】

前記ダストガードは、前記ガイドに設けられた2本の前記ポール上で前記ポールの長手方向に沿って移動可能に設け、前記接触防止手段を前記ダストガードに接触しないように設けたことを特徴とする請求項3記載の携帯用切断工具。

#### 【請求項8】

前記携帯用切断工具は、前記切断工具本体は前記ベースに対して回動可能に連結され、前記切断工具本体を前記ベースに対して回動させることにより、前記回転刃が前記ベース側面外方へ突出した状態で切斷作業可能である構成をした請求項1～請求項7記載の携帯用切断工具。

#### 【請求項9】

電動機、該電動機により回転駆動する回転刃、該回転刃の一部を覆う形状をしたソーカバーを有する切斷工具本体と、該切斷工具本体に連結され、被削材上面を摺動する摺動面を有するベースとを有する携帯用切斷工具に着脱可能で、前記ベースに設けられた支持部に支持されるポール、前記摺動面とほぼ直交するガイド面を有するガイド部を有し、前記ガイド面と前記ベース側端部との間に介在部材を配置可能な構成をし、前記ベースへの取付け位置を変更することで前記回転刃と前記ガイド面との距離を調整可能なガイドであつて、

前記介在部材を取り付けた状態で前記ガイドを前記ベースに取付けた際には、前記介在部材に当接し、前記介在部材を取り外した状態で前記ガイドを前記ベースに取付けた際には、前記ベースに当接し、前記ガイドの調整範囲を規制して前記ガイド面と前記回転刃との接触を防止する接触防止手段を設けたことを特徴とするガイド。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

上記目的は、電動機、該電動機により回転駆動する回転刃、該回転刃の一部を覆う形状をしたソーカバーを有する切斷工具本体と、該切斷工具本体に連結され、被削材上面を摺動する摺動面を有するベースと、前記ベースに設けられた支持部に支持されるポール、前記摺動面とほぼ直交するガイド面を有するガイド部を有するガイドと、前記ガイドと前記ベース側端部との間に介在部材を配置可能な構成をし、前記ベースへの前記ガイドの取付け位置を変更することで前記回転刃と前記ガイド面との距離を調整可能な携帯用切断工具であつて、

前記介在部材を取り付けた状態で前記ガイドを前記ベースに取付けた際には、前記介在部材に当接し、前記介在部材を取り外した状態で前記ガイドを前記ベースに取付けた際には、前記ベースに当接し、前記ガイドの調整範囲を規制して前記ガイド面と前記回転刃との接触を防止する接触防止手段を設けることにより達成することができる。